

R 8 南城市自家用電気工作物保安管理業務 仕様書

1. 目的

本業務は、電気業法第38条第4項に規定する自家用電気工作物について、同法第43条並びに同法施行規則第52条の2の規定に基づき、自家用電気工作物の保安管理業務を委託するものである。

2. 契約期間

令和8年5月1日から令和9年3月31日まで

3. 事業場及び設備

別表「施設一覧」掲げる電気工作物のおりとする。

4. 基本業務

- (1) 有資格者による保守点検業務の実施すること。
- (2) 電気事故その他その他電気工作物に異常が生じた場合は、速やかに技術員を派遣し、措置を講ずるものとする。
- (3) 電気事故が発生した場合は、応急措置を講じるとともに、再発防止措置・事故原因の調査協力、電気関係報告書に基づく電気事故報告書の提出等を行うものとする。
- (4) 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、または発生する恐れがある場合において、そのとるべき措置について市（施設管理者含む）に対し助言するものとする。
- (5) その他、市が必要と認める保守業務を実施するものとする。

5. 保守点検業務の内容

- (1) 保守点検
 - 【月次点検】 毎月1回
 - 【年次点検】 年1回
 - 【随時】 市（施設管理者含む）の要請または技術員が必要と認めたとき
- (2) 点検報告書
- (3) 保守点検業務の詳細
 - ①受電設備・校内電線路の状況確認
 - ②継電器試験
 - ③高圧機器点検
 - ④接地抵抗測定
 - ⑤絶抵抗測定
 - ⑥その他必要と認める設備の保守点検

6. 法令の遵守及び申請、届出等

- (1) 法令の遵守
業務の遂行にあたり、電気業法その他作業に関する諸法規を遵守し作業を行うこと。
- (2) 申請、届出等
契約の締結後は、速やかに保安管理業務外部委託の承認申請を行うものとする。なお、この届出にかかる費用は、受託者側の負担とする。

7. 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

9. 電気事故等における対応及び体制

(1) 受託者は、電気事故等、緊急時の連絡体制について明確にし、迅速な対応を行うこと。

(2) 受託者は、風水害・雷害等の被害が予測される場合には迅速な対応が出来る体制であること。

10. 疑義の解釈

本仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合又は本仕様書に定めのない事項については、南城市と受託者の協議によるものとする。